

答 申 第 1 9 号

平成 2 5 年 8 月 1 2 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 5 年 5 月 2 7 日付け鎌職第 5 1 6 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「2013年3月27日鎌倉市職員考査委員会が松尾市長に提出した答申書」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成25年4月15日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、鎌倉市情報公開条例第6条第4号エ該当により非公開とした部分のうち、2頁5行目1文字目から11行目16文字目までを除いた部分は公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成25年4月1日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「2013年3月27日鎌倉市職員考査委員会が松尾市長に提出した答申書」について行政文書公開請求を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成25年4月15日付け鎌倉市指令職第1号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成25年4月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

### (3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成25年6月17日付けで提出された意見書及び平成25年7月4日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 条例第6条第4号エ該当で、「答申書の答申内容について公開することは、今後の処分の調査に影響を与え、公平かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあるため。」としてい

るが、客観的にそのおそれがあると認められる理由の付記がなく、瑕疵ある行政処分といえる。条例第1条の趣旨を実施機関は理解せず、情報公開を積極的に推進し、説明する責任を果たす姿勢が見受けられない。

イ 平成25年6月11日付け「行政文書一部公開決定理由説明書」の「3 行政文書一部公開決定の理由」では、「この答申書の内容の公開を前提とすると、公平な立場での供述者からの証言が得にくくなり、今後の懲戒処分案件の調査に支障が生じるおそれがあること、また、鎌倉市職員考査委員会（以下「委員会」という。）は、職員の懲戒処分の内容について調査審議し、供述書等の資料や「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき、職員の処分の量定を検討し、市長に答申するための附属機関であり、公平な立場での証言が得られないと委員会での処分の量定や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、今後の懲戒処分等の適否、軽重等の判断に大きな影響を与えるものであるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断したものです。」としているが、「おそれ」について合理的理由説明がないのは不当である。さらに「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針」を引用しているが、異議申立人は当該指針内容を知りうる立場ではないので、行政文書一部公開決定理由説明書に引用することも不当である。

ウ 答申書の内容であると思料できる不祥事が起きた原因、それに対する処分理由を公表しないことは、処分の公平・中立性を欠き不当であり、知る権利の侵害である。

委員会の答申書は、会議録とは異なり委員会の審議状況を明らかにするものではなく、その公開によって、委員間の自由な議論や中立性を保った議論が妨げられるとは考えられないので、そこに記載されている情報から個人を識別できないようにする措置を施したうえで、公開すべきである。

エ 条例第6条第1号により、委員会の委員長の印影を非公開としたことは了承している。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成25年6月11日付けで提出された行政文書一部公開決定理

由説明書及び平成25年7月4日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

請求に係る対象文書は、平成25年3月27日付けで委員会から鎌倉市長に提出された「小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理に係る関係職員に対する措置について（答申）」である。

このうち、委員会の委員長の印影については、個人の印影であることから、条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当するとして非公開とした。

次に、答申の内容については、委員会が確認した事実経過における不適切な行為、委員会が決定した関係職員に対する措置及び懲戒処分に該当しないと判断した理由について、資料として提出された関係職員からの供述書等をもとに検討した内容も含め記載されているため、条例第6条第4号エ（人事管理に関する情報）に該当するため非公開とした。

その理由は、この答申書の内容の公開を前提とすると、公平な立場での供述者からの証言が得にくくなり、今後の懲戒処分案件の調査に支障が生じるおそれがあること、また、委員会は、職員の懲戒処分の内容について調査審議し、供述書等の資料や「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき、職員の処分の量定を検討し、市長に答申するための附属機関であり、公平な立場での証言が得られないと委員会での処分の量定や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、今後の懲戒処分等の適否、軽重等の判断に大きな影響を与えるものであるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、市長の諮問に応じ職員の懲戒処分について調査審議する委員会における答申書である。

委員会は、関係職員に対し報告書・供述書等の提出を求め、委

員会事務局職員による事情聴取を実施するなど事実関係の調査を行い、「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき、職員に対する処分の量定を検討し、市長への答申を行う。

実施機関は、委員会の委員長印影を条例第6条第1号に該当するとして非公開としているところ、当該印影は公印ではなく個人の印影であることが認められるから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

次に、答申書の答申内容を同条第4号エに該当するとして一部非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第4号エ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定しており、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の中には、その性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程において情報を公開することにより、実施の目的を達成できず、又は特定なものに不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあることから、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものである。

イ 実施機関は、委員会は対象者の供述書等の資料等に基づき、職員処分の量定を検討し、市長に答申するための附属機関であり、公平な立場での証言が得られないと委員会での処分の量定や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、今後の懲戒処分等の適否、軽重等の判断に大きな影響を与えるものであるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

ウ 当審査会で本件対象文書をインカメラで調査したところ、2頁5行目1文字目から11行目16文字目までの部分については、事情聴取の際の供述内容が記載されていることが認められ

た。

供述者は、供述内容が公にされないことを前提として事情聴取に応じていると考えられ、当該情報が公開されることになれば、供述者が忌憚なく真実を供述することを回避するおそれがあり、調査への協力が得られなくなる可能性も十分考えられることから、委員会において正確な事実を把握することが困難になるおそれがある。

したがって、当該部分は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第4号エに該当する。

しかし、その余の部分は、既に公表されている事実経過等が記載されているにすぎないので、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず公開すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 5 / 4 / 1	行政文書公開請求書が提出される
4 / 1 5	行政文書一部公開決定通知書送付
4 / 2 2	異議申立書が提出される (担当課: 職員課)
5 / 2 7	審査会に対し諮問 (25.5.28 受理)
5 / 2 9	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
6 / 1 1	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
6 / 1 4	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
6 / 1 7	異議申立人から意見書を受理
6 / 1 8	実施機関に意見書 (写) 送付
7 / 4	第 4 9 回 審査会で審議 ・ 異議申立人からの口頭による意見陳述 ・ 実施機関からの口頭による決定理由説明 ・ 審議
8 / 1 2	答申